

議案第6号

能代市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条第1項の規定に基づき、能代市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を、別添のとおり定める。

令和8年2月20日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を定めようとするものである。

能代市立学校の教職員に関する業務量
管理・健康確保措置実施計画（素案）

令和 8 年 3 月
能代市教育委員会

目 次

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状 | 1 |
| 2. 目標 | 2 |
| 3. 計画の期間 | 3 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 | 3 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて | 4 |

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

- 本市では、令和6年3月に秋田県教育委員会が策定した「教職員の働き方改革推進計画」を参照しながら、教職員が子どもたちと向き合う時間や、よりよい授業作りの時間を確保し、質の高い教育を実現するとともに、ワーク・ライフ・バランスの充実により教職員の担い手を確保することを目指し、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減等に取り組んできた。
- 国においては、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）が一部改正され、令和11年度までに教職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減という目標に向け、学校における働き方改革が一層進められている。
- また、令和7年9月に改正された文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るための講ずべき措置に関する指針」では、新たに「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直しや適正化が図られ、保護者や地域住民等、共に学校教育を支える幅広い関係者の方々との連携の必要性が強調された。
- こうした状況を踏まえつつ、教職員に優れた人材を確保する必要性を鑑み、能代市立小・中学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教職員の処遇の改善を図るとともに、児童生徒の資質・能力を育む上で、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、校務分掌の割り振りや地域との連携・協力の推進等を通じて、業務量を適正に管理し、教職員が業務に費やす時間の縮減に向けた取り組みを進めることを目的に、本計画を策定する。

「学校と教師の業務の3分類」とは？

教員の働き方改革（業務改善）のための3つの業務分類であり、まず、取り組めること・すべきことについて、教職員間や学校運営協議会等において話し合うことが重要である。

イ 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学校評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(2) 本市の現状

○本市では、令和4年4月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「能代市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間及び年次休暇取得日数の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| | 年平均 | 月45時間を上回る割合 |
|-----|---------|-------------|
| 小学校 | 月27.9時間 | 23.0% |
| 中学校 | 月39.0時間 | 50.0% |

【令和6年度の年次休暇取得日数の状況】

| | 年平均 |
|-----|--------|
| 小学校 | 10日7時間 |
| 中学校 | 10日3時間 |

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で50%と多くなっている。4月は新年度の様々な事務処理等、9・10月は、文化祭や学習発表会等による学校行事の準備のため、時間外勤務時間が増加している。また、生徒指導や保護者対応等の業務負担感が大きくなっており、全教職員に対し、ワーク・ライフ・バランスを重視した働き方に関して協議する場を設けるなど、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○特に各学校の教頭においては、時間外在校等時間が多く、逆に年次休暇取得日数が少ない状況にある。

○こうしたことを踏まえ、給特法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

【令和8年度】

- ・1年間における1箇月時間外在校等時間 平均45時間以内

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 45時間以内 | 40時間以内 | 35時間以内 | 30時間程度 |

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【令和8年度】

- ・1年間における年次有給休暇の取得日数 平均11日以上

| 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|--------|--------|
| 11日以上 | 12日以上 | 13日以上 | 14日以上 |

3. 計画の期間

○令和8年度～令和11年度（4年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各校毎に学校運営協議会等で協議し、各地域の実情を踏まえた対応を検討する。
- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・給食費等の学校徴収金について、公会計化を継続する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・保護者からの直接苦情等に対応でき、また、学校だけで対応できない不登校、問題行動等について、学校と家庭の仲立ちができるよう、市単独のスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を首長部局と連携し検討する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・校務支援システム機能やウェブ等を活用し、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・各中学校への部活動指導員の配置を継続するとともに、令和11年度までに部活動の地域展開を目指す。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

■授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の拡充を県に要請する。

■支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する協議会を実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと、支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・特別支援教育統括コーディネーター等、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しや、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。
- ・校務支援システムの有効活用により、校務の一層の効率化を図る。
- ・週に1日は5校時下校日を設定する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の結果等を活用して職場改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保を目指す。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、総合教育会議等において状況を報告する。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、学校から定期的に報告されている時間外在校等時間調査で把握し、年次有給休暇の平均取得日数については、サービス報告書で確認する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善される

ことを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長会等において、マネジメント等に関する指導・助言を行う。また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

議案第7号

令和8年度能代市立小・中学校教職員の人事異動の内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項の規定に基づき、令和8年度能代市立小・中学校教職員の人事異動について別紙のとおり内申する。

令和8年2月20日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

提案理由

能代市立小・中学校教職員の人事異動について秋田県教育委員会に内申しようとするものである。